若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主）を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。
認定した企業に対して情報発信を後押しすることによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

メリット１　ハローワークなどで重点的に PR！

ハローワークなどで積極的に PR することで、若者からの応募増が期待できます。

メリット２ 就職面接会などへ優先的に参加が可能！

労働局やハローワークが開催する就職面接会などに優先的にご案内しますので、若者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。

メリット３　若者の採用等を支援する助成金を加算！

若者の採用・育成を支援するための次の助成金を認定企業が活用する際、一定額が加算されます。

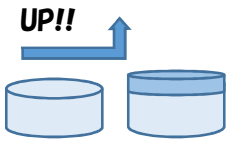

・キャリアアップ助成金・キャリア形成促進助成金
・トライアル雇用奨励金・三年以内既卒者等採用定着奨励金

メリット４　自社の PR に認定マークの使用が可能！

認定マークを商品や広告に使用することにより、優良企業であることをアピールできます。

メリット５　低利融資を受けることができます！

日本政策金融公庫が実施する「地域活性化・雇用促進資金」を利用する際、基準利率から－0.65％での低利融資を受けることができます。

メリット６　公共調達で加点評価されます！

価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じてユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」で示されました。

【主な認定基準】

① 学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込み又は募集を行っていること
② 直近 3 事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が 20%以下、前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が 20 時間以下など雇用管理の状況が一定水準を満たしていること
③ 直近 3 事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35 歳未満の採用者数・離職者数等の雇用情報について公表していること

など、詳細な認定基準や制度の内容については佐賀労働局または事業所を管轄するハローワークへお問い合わせください。
（低利融資の詳細は、㈱日本政策金融公庫へお問い合わせください。）

【お問い合わせ先】

佐賀労働局職業安定課	0952(32)7216
佐賀公共職業安定所	0952(24)5181
唐津公共職業安定所	0955(72)8609
武雄公共職業安定所	0954(22)4155
伊万里公共職業安定所	0955(23)2131
鳥栖公共職業安定所	0942(82)3108
鹿島公共職業安定所	0954(62)4168